

# 「交通死亡事故多発」へのご協力依頼について

## 速報

去る9月17日(祝)の早朝午前5時55分頃、管内の川之江地区において、軽四乗用車が反対車線の電柱に激突し、運転していた男性が死亡するという痛ましい交通死亡事故が発生をいたしました。

当署管内におきましては、今年で6人目となる交通死亡事故となり、昨年全体の総数と同数となって、異常事態にあります。

今年の特徴としては、

- 国道11号線の横断歩道のない場所を渡っていた歩行者が跳ねられ死亡
- バイパス上の横断歩道を渡っていた歩行者が跳ねられ死亡
- 国道11号線で反対車線にはみ出した車が正面衝突し、運転していた男性が死亡
- 電動車イスと軽四貨物車が衝突し、電動車イス運転の男性が死亡
- バイクとトラックが出合頭に衝突し、バイクの男性が死亡

と、昨年よりも早い時期に交通死亡事故が多発をしております。

いずれも運転手が前をよく見ていなかったことや、相手の動静を注視していなかったことが原因として挙げられております。

今後、夕暮れが早くなる時期に入りますので、**早めのライト点灯の習慣**と車を運転する際には、**必ず運転に集中**していただき、「**痛ましい交通事故を絶対に起こさない**」、「**交通事故被害には遭わない**」との意識を持っていただき、**反射材を活用**するなど、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。